

定期報告を要する特定建築物、建築設備及び防火設備

(1) 特定建築物

下表の用途の欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計等が規模等の欄のいずれかに該当するもの

No	用途	規模等 (A：用途欄の用途に供する部分の床面積の合計)	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	① Aが200㎡を超えるもの ② 階数が3以上で、地階におけるAが100㎡を超えるもの ③ 3階以上の階のAが100㎡を超えるもの ④ 階数が3以上で、主階が1階以外にある建築物のうち、Aが100㎡を超えるもの	令和8年 6月～12月 以降、 3年ごと
2	観覧場（屋外に避難上有効に開放されているものを除く。）、公会堂又は集会場	① Aが500㎡を超えるもの ② A（客席の部分に限る）が200㎡以上のもの（注） ③ 階数が3以上で、地階におけるAが100㎡を超えるもの ④ 3階以上の階のAが100㎡を超えるもの （注）②のみに該当する場合で、避難階以外の階に用途欄に掲げる用途がないものは対象外とする。	
3	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの*に限る。）又は共同住宅若しくは寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームに限る。）	① Aが300㎡を超えるもの ② Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの ③ 階数が3以上で、地階におけるAが100㎡を超えるもの ④ 3階以上の階のAが100㎡を超えるもの ⑤ 2階（病院又は診療所にあつては、その部分に患者の収容施設がある場合に限る。）におけるAが300㎡以上のもの（注） （注）⑤のみに該当する場合で、Aが300㎡かつ用途欄に掲げる用途が全て避難階にあるものは対象外とする。	
4	児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの*を除く。）	① Aが300㎡を超えるもの ② Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの ③ 階数が3以上で、地階におけるAが100㎡を超えるもの ④ 3階以上の階のAが100㎡を超えるもの	
5	ホテル又は旅館	① Aが300㎡を超えるもの ② Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの ③ 階数が3以上で、地階におけるAが100㎡を超えるもの ④ 3階以上の階のAが100㎡を超えるもの ⑤ 2階部分におけるAが300㎡以上のもの（注） （注）⑤のみに該当する場合で、Aが300㎡かつ用途欄に掲げる用途が全て避難階にあるものは対象外とする。	
6	下宿又は共同住宅若しくは寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホームを除く。）	6階以上の階におけるAが100㎡を超えるもの	令和9年 6月～12月 以降、 3年ごと

7	学校又は体育館（学校に付属するものに限る。）	① Aが2,000㎡を超えるもの ② Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの ③ 階数が3以上で、地階におけるAが100㎡を超えるもの ④ 3階以上の階のAが100㎡を超えるもの	令和7年 6月～12月 以降、 3年ごと
8	体育館、博物館、美術館、図書館、ボート場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場（学校に付属するものを除く。）	① Aが2,000㎡以上のもの（注） ② Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの ③ 階数が3以上で、地階におけるAが100㎡を超えるもの ④ 3階以上の階のAが100㎡を超えるもの （注）①のみに該当する場合で、Aが2,000㎡かつ用途欄に掲げる用途が全て避難階にあるものは対象外とする。	
9	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業（物品加工修理業を含む。）を営む店舗	① Aが500㎡を超えるもの ② Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの ③ 階数が3以上で、地階におけるAが100㎡を超えるもの ④ 3階以上の階のAが100㎡を超えるもの ⑤ 2階部分におけるAが500㎡以上のもの（注） （注）⑤のみに該当する場合で、Aが500㎡かつ用途欄に掲げる用途が全て避難階にあるものは対象外とする。	
10	事務所その他これに類するもの	① 階数が3以上で、地階におけるAが100㎡を超えるもの ② 3階以上の階のAが100㎡を超えるもの ①及び②の対象は階数が5以上かつ延べ面積が1,000㎡を超える建築物に限る。	

※ 以下に掲げる用途をいう。

- ① 助産施設、乳児院、障害児入所施設
- ② 助産所
- ③ 盲導犬訓練施設
- ④ 救護施設、更正施設
- ⑤ 老人短期入所施設等
- ⑥ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
- ⑦ 母子保健施設
- ⑧ 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

注1 上表は、建築基準法第12条第1項に基づく定期報告が必要な建築物として、同項に規定する安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして同法施行令第16条第1項で定める建築物（以下「国指定建築物」という。）と、当該政令で定めるもの以外で三田市長が指定した建築物（以下「市指定建築物」という。）を併せて表記したものであり、それぞれを区別した表示はしていません。

注2 国指定建築物は、避難階以外の階を上表の用途欄に掲げる用途に供しない場合は定期報告の対象外としています。一方、市指定建築物は避難階を考慮することなく、上表用途欄に掲げる用途が全て避難階にあったとしても、市の指定する規模に該当する場合は、定期報告の対象とします。なお、上表中の注意書き（上表中の注）は、国の指定する要件のみが該当する場合ですので、国の避難階の扱いを適用します。

注3 同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するかどうかを判断し、棟ごとに報告してください。

注4 法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定に基づく検査済証の交付を受けた年度の翌年度以降最初に到来する当該建築物の報告の時期における報告は不要とし、その次の時期から報告を開始してください。

(2) 建築設備※

下表の用途の欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計等が規模等の欄のいずれかに該当するものに設けられるもの

No	用途	規模等 (A：用途欄の用途に供する部分の床面積の合計)	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが500㎡を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの ・ 階数が3以上かつ主階が1階以外にある建築物のうち、Aが100㎡を超えるもの 	毎年 6月～12月
2	観覧場(屋外に避難上有効に開放されているものを除く。)、公会堂又は集会場	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが200㎡を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの 	
3	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)又は児童福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが300㎡を超えるもの ・ Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの 	
4	ホテル又は旅館	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの 	
5	博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが2,000㎡を超えるもの ・ Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの 	
6	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業(物品加工修理業を含む。)を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・ Aが500㎡を超えるもの ・ Aが200㎡を超え、かつ、地階におけるAが100㎡を超えるもの ・ 階数が3以上の建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの 	
7	事務所その他これに類するもの	階数が5以上かつ延べ面積が1,000㎡を超える建築物のうち、地階又は3階以上の階のいずれかにおけるAが100㎡を超えるもの	

※ 以下に掲げる建築設備に限る(令和7年7月1日以降においても報告しなければならない種類、用途、規模等は、これまでと同様である。)

① 換気設備：法第28条第2項ただし書又は第3項の規定により設置する換気設備のうち、政令第112条第21項の規定により設置する特定防火設備(温度ヒューズホルダーと連動して自動的に閉鎖するダンパーを含む。)を設けたもの

② 排煙設備：法第35条又は政令第129条の13の3第13項の規定により設置する排煙設備のうち、排煙機又は送風機を設けたもの(機械排煙)

③ 非常用の照明装置：法第35条の規定により設置する非常用の照明装置のうち、政令第126条の5に規定する予備電源で蓄電池別置型又は自家発電設備によるものを設けたもの

注1 上表は、法第12条第3項に基づく定期報告が必要な建築設備として、三田市が指定したものです。

注2 同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するかどうかを判断し、棟ごとに報告してください。

注3 法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定に基づく検査済証の交付を受けた年度の翌年度の報告は不要とし、その次の年度から報告を開始してください。

(3) 防火設備※

下表の用途の欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計等が規模等の欄のいずれかに該当するものに設けられるもの

No	用途	規模等	報告の時期
1	政令で指定される建築物の用途	政令第16条第3項第2号に指定される建築物の用途に供する規模等	毎年 6月～12月
※ 随時閉鎖又は作動のできる防火設備（防火ダンパー及び外壁開口部の防火設備を除く。）（令和7年7月1日以降においても報告しなければならない種類、用途、規模等は、これまでと同様である。）。			

注1 報告対象防火設備は、法第12条第3項に基づく定期報告が必要な防火設備として、同項に規定する安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令第16条第3項（第2号）で定める防火設備のみで、三田市が指定するものではありません。よって、避難階以外の階を対象用途に供しない建築物の防火設備については報告対象外となります。

注2 同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するかどうかを判断し、棟ごとに報告してください。

注3 法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定に基づく検査済証の交付を受けた年度の翌年度の報告は不要とし、その次の年度から報告を開始してください。